

産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 報告書  
「特許制度に関する法制的な課題について」(案)  
に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

平成23年2月  
特許庁

産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 報告書「特許制度に関する法制的な課題について」(案)に対して、パブリックコメント手続を実施し、各方面から御意見を募集しましたところ、募集期間中に報告書(案)の内容について寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

なお、取りまとめの都合上、寄せられた御意見は適宜集約いたしております。  
今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

1 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

平成22年12月3日(金)～平成23年1月4日(火)

(2) 意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口(e-Gov)、経済産業省HP及び特許庁HP

(3) 意見提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送

2 意見募集の結果

意見提出数 20件

内訳(団体10件、企業3件、個人7件)

以上

**産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 報告書「特許制度に関する法制的な課題について」(案)  
に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方**

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
<b>&lt;全体について&gt;</b>			
1	本報告書案の全体の方向性について賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 4 企業 1
<b>&lt; I. 活用の促進 &gt;</b>			
I - (1) 登録対抗制度の見直し			
1. 対応の方向			
2	通常実施権について、当然対抗制度を導入することに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 9 企業 2 個人 1
3	通常実施権の利用を開始した者は、保護の必要性が高いと考えられることから、通常実施権を第三者に対抗するためには、通常実施権の利用を開始していることを要件とすべき。	「通常実施権の利用を開始していること」を要件とする場合、対抗要件を備えているかどうかを客観的かつ画一的に判断することが困難であるため、通常実施権者、第三者の双方が不安定な立場に置かれる可能性があると考えられます。したがって、「通常実施権の利用を開始していること」を要件とすることは適切ではないと考えられます。	個人 1
2. 具体的な制度設計について			
(1) 仮通常実施権への当然対抗制度の導入について			
4	仮通常実施権についても、当然対抗制度を導入することに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1 企業 1 個人 1

(2) 通常実施権を第三者に対抗できる場合のライセンス契約の承継について			
5	通常実施権を第三者に対抗できる場合のライセンス契約の承継について、現行法と同様、特許法では特段の規定を設けないことに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 2 個人 1
6	通常実施権を特許権の譲受人に対抗できる場合、通常実施権者と特許権の譲渡人との間のライセンス契約関係（例えば、ライセンス料）を特許権の譲受人にも主張できると解すべき。	ライセンス契約においては、通常実施権の許諾の合意そのもののみならず、様々な債権・債務に関する合意がなされており、また、ライセンス契約の形態は包括ライセンス契約やクロス・ライセンス契約等、多種多様な契約形態が見られます。 このため、通常実施権を第三者に対抗できる場合のライセンス契約の承継に関しては、ケース・バイ・ケースの判断による方が、事案ごとの結論の妥当性を確保しうると考えられることから、現行法と同様、特許法では特段の規定を設けず、個々の事案に応じて判断されることが望ましいと考えられます。	団体 1
7	通常実施権を特許権の譲受人に対抗できる場合のライセンス契約の承継について、①ライセンス対象特許と実施許諾範囲、②期間、③対価の額は承継される旨、特許法で明文化すべき。		企業 1
8	当事者の予測可能性を確保するために、ライセンス契約の当然承継の肯否について検討を深めるべき。		団体 1
9	当然対抗制度は、公示なき対抗を認める点で民法を前提とした従来の諸制度とは異なる制度であることから、取引の安全を害することのないよう啓蒙活動すべき。	御指摘の点は、十分な周知に努めてまいります。	団体 1
(3) サブライセンスに基づく通常実施権の対抗について			
10	サブライセンスに基づく通常実施権についても、当然対抗が認められるとする結論に賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 2 企業 1 個人 1
11	サブライセンスは、特許権者とサブライセンシーとの間で直接契約関係が生じるものではないので、本報告書案において、サブライセンスは、「特許権者がサブライセンシーに対して直接許諾した通常実施権と整理される」と記載している点には疑問がある。	御意見を踏まえ、記載を修正いたしました。	団体 1
12	通常実施権者によるサブライセンスに基づく通常実施権は、①特許権者からサブライセンサーへのサブライセンス許諾権の付与、②サブライセンサーがそれに基づきサブライセンシーに通常実施権を許諾したこと、の2点のみの立証で対抗が認められるべき。	通常実施権者による他者へのライセンス（いわゆるサブライセンス）には、その契約形態として様々な類型が考えられるため、その契約類型によって立証内容が異なると考えられます。 なお、サブライセンスが特許権者からのサブライセンス許諾権の授権に基づく場合、サブライセンシーの通常実施権については、①特許権者からサブライセンサーへのサブライセンス許諾権の付与、②サブライセンサーがそれに基づきサブライセンシーに通常実施権を許諾したこと、の2点のみの立証により、その対抗が認められると考えられます。	企業 1

(4) 特許権者が破産した場合等の通常実施権の対抗について			
13	特許法上、当然対抗制度下で対抗可能な場合が、破産法第56条第1項の「登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えている場合」に該当することが明確にされれば、破産管財人による契約解除権が制限され、通常実施権者を適切に保護することが可能となるとの考え方に賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1 個人 1
14	当然対抗制度下で対抗可能な場合が、破産法第56条第1項の「登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えている場合」に該当することを特許法において明確にすべき。	御指摘の点について、特許法上明確にすることを検討しております。	企業 1
15	当然対抗制度は、破産手続等を通じて特許権を取得しようとする者の取引の安全の観点からも問題がないとの考え方に賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1 企業 1 個人 1
(5) 確定日付の取得を通常実施権対抗の条件とすることについて			
16	制度上、確定日付の取得を通常実施権対抗の条件としないことに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 4 企業 2 個人 1
17	当然対抗制度下における、通常実施権の存在の立証容易化方法（ライセンス契約書に確定日付を取得すること等）について、周知すべき。	御指摘の点は、十分な周知に努めてまいります。	団体 1
(6) 告知義務を設けることについて			
18	「告知義務」を法律上設けないことに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 3 企業 2 個人 1
19	当然対抗制度下において、特許権の譲受人が取引の安全を確保する方法としては、デューデリジェンスを行うことが考えられる旨、周知すべき。	御指摘の点は、十分な周知に努めてまいります。	団体 1

(7) 制度施行前に許諾されていた通常実施権への当然対抗制度の適用について			
20	当然対抗制度の施行前に許諾されていた通常実施権についても、制度施行後に特許権を譲り受けた者との関係において、当然対抗制度が適用されることとなることに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 2 個人 1
21	当然対抗制度の施行前に生じた対抗関係についても、当然対抗制度を遡及的に適用することを検討すべき。	当然対抗制度施行前に生じた対抗関係についても、当然対抗制度を遡及的に適用する場合、既に有効に生じた法律関係を覆すこととなるため、法的安定性の観点から適切ではないと考えられます。	企業 1
(8) 通常実施権の登録制度の廃止について			
22	通常実施権の登録制度を廃止することに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1 個人 1
23	通常実施権の登録制度を廃止するとしても、通常実施権の設定状況を公にしたいたいのニーズに応えるような枠組みをビジネススペースで再構築することは、産業界にとって好ましい可能性があることから、通常実施権の登録制度を廃止することについて、必要以上に強調することがないように留意すべき。	本報告書案は、特許庁による通常実施権の登録制度を廃止することが適当であると認めるものです。	団体 1
24	当然対抗制度下においても、通常実施権の登録制度は、①契約の不備などにより対抗要件が発生しない場合の歯止めとなること、②特許庁から無効審判等の通知がなされる上で必要であること、から、通常実施権の登録制度を廃止することに反対。	通常実施権の登録制度を並存させることは、登録と実体とが異なる場合が生じることによりかえって特許権取引に入ろうとする者の取引の安全が害されるおそれがあることを踏まえると、適切ではないと考えられます。	団体 1
25	特定通常実施権登録制度は、任意の登録制度として存続させてもよいのではないか。		企業 1
(9) 通常実施権の移転等の第三者対抗要件について			
26	通常実施権の移転等の第三者対抗要件について、特段の規定を設けないことに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1 企業 1 個人 1

(10) 現行法の「登録を備えた」通常実施権者を対象とする規定の扱いについて			
27	登録を備えていない通常実施権者についても、中用権を認めることに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1 企業 1 個人 1
28	延長登録出願に際して、通常実施権者が薬事法上の承認等の処分を受けたことを確認できる資料の添付を条件に、通常実施権者が当該処分を受けたことを根拠とする延長登録出願を認めることに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1 企業 1 個人 1
29	通常実施権者に対して、無効審判請求等があった旨の通知及び裁定請求書の副本の送達をしないこととしつつ、裁定については、通常実施権者が裁定の手續に関与できるよう手当てをすることに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1 企業 1 個人 1
(11) 特許権の放棄等に係る通常実施権者等の承諾について			
30	特許権の放棄や訂正審判の請求等、それらの行為がなされても通常実施権者等による実施の継続が妨げられない行為については、通常実施権者等の承諾を不要としつつ、他方、国内の特許出願に基づく優先権主張や出願変更等、それらの行為がなされることによって仮通常実施権者等による実施の継続ができなくなるおそれがある行為については、仮通常実施権者等の実施の継続を確保するための措置を講じた上で、仮通常実施権者等の承諾を不要とすることに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1 企業 1 個人 1
31	特許権の放棄等に係る通常実施権者の承諾を不要とすることについて、通常実施権者がサブライセンスを行っている場合も含めて、その対応の方向を検討すべき。	通常実施権者が他者へライセンス（いわゆるサブライセンス）を行っている場合についても、i) 特許庁が通常実施権者を把握することは現実には困難であるため、その承諾を求めたとしても実効性を担保することができないこと、ii) 通常実施権は、特許法上「特許発明を実施する権利」であることから、特許権の放棄等がなされても通常実施権者による実施の継続が妨げられない場合には、それらの行為に係る通常実施権者の承諾を不要とすることが適当であると考えられます。 なお、当事者間において、承諾を必要とする旨の契約をすることは可能です。	企業 1

32	特許権の放棄等に係る通常実施権者の承諾を不要とすることによって、通常実施権者が被りうる不利益、これを回避するための契約条項について検討の上、その結果を公表すべき。	特許法上、特許権の放棄等に係る通常実施権者の承諾を不要とすることに伴い、通常実施権者が契約上の手当てを行わなかった場合の影響について、十分な周知に努めてまいります。	団体 1
33	通常実施権者が、訂正審判の請求の際、引き続き、特許権者に承諾を求めることとしたい場合には、特許権者との契約において、別途手当てすることが必要と考えられることを周知すべき。	御指摘の点は、十分な周知に努めてまいります。	団体 1
2. 実用新案法についての対応			
34	実用新案権に係る通常実施権について、当然対抗制度を導入することに賛成。また、具体的制度設計に係る論点についても、特許権と同様の対応とすることに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1 企業 1 個人 1
35	実用新案法において、仮通常実施権を設けることに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1 企業 1 個人 1
3. その他			
36	できる限り、必要な法改正の時期に合わせて、特許庁の業務システムの改造を実施されたい。	現在、特許庁では「業務・システム最適化計画」に基づいて新たなシステムの構築を進めているため、新システム構築の状況、法改正の内容・時期を踏まえて、システムの改造を検討いたします。	団体 1
I - (2) 独占的ライセンス制度の在り方			
37	独占的ライセンス制度の在り方について、引き続き検討すべき。	独占的ライセンスの在り方については、特許庁における「業務・システム最適化計画」による新たなシステムの構築（2014年1月稼働予定）の状況を踏まえつつ、今後検討してまいります。	団体 4 個人 1

38	できる限り、必要な法改正の時期に合わせて、特許庁の業務システムの改造を実施されたい。	現在、特許庁では「業務・システム最適化計画」に基づいて新たなシステムの構築を進めているため、新システム構築の状況、法改正の内容・時期を踏まえて、システムの改造を検討いたします。	団体 1
I - (3) 特許を受ける権利を目的とする質権設定の解禁			
39	特許を受ける権利を目的とする質権設定の解禁について、引き続き検討すべき。	特許を受ける権利を目的とする質権設定の解禁については、特許庁における「業務・システム最適化計画」による新たなシステムの構築（2014年1月稼働予定）の状況を踏まえつつ、今後検討してまいります。	団体 2 個人 1
40	できる限り、必要な法改正の時期に合わせて、特許庁の業務システムの改造を実施されたい。	現在、特許庁では「業務・システム最適化計画」に基づいて新たなシステムの構築を進めているため、新システム構築の状況、法改正の内容・時期を踏まえて、システムの改造を検討いたします。	団体 1
II. 紛争の効率的・適正な解決			
II - (1) 特許の有効性判断についての「ダブルトラック」の在り方			
1. 対応の方向			
41	特許の有効性判断について、侵害訴訟ルートと無効審判ルートの両ルートの利用が許容されている現行制度が維持されたことに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1
42	産業活動において日本と最も関係の深い米国でも当事者系再審査制度の利用が増えているようであり、「ダブルトラック」併存は現時点では理解できる。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1
43	侵害裁判所で特許の有効性が判断されることは、訴訟の前段階で専門行政庁による判断を受ける利益を実質的に当事者から奪っていることにならないか等を含め、ダブルトラックについての問題は残るので、無効審判制度の運用改善の効果を踏まえつつ、今後もよりよい制度設計について検討をすべき。	「ダブルトラック」についての問題を解消するため、再審による紛争の蒸し返しを防止し、また、訴訟の前段階での特許庁による判断を受ける利益を奪うこととならないよう、無効審判の更なる迅速化等進行調整の運用の改善を図ってまいります。これらの制度・運用の状況を見極めつつ、今後もより良い制度設計について検討してまいります。	団体 2

2. その他			
44	特許権者等敗訴の原因として権利無効を理由としたものが39%であること（本報告書案第16頁 図表2）に関して、一度認められた特許権のうち約4割も無効となることについても議論を深めるべき。	瑕疵のある権利の存在により特許権の安定的活用に影響のないよう、侵害訴訟や審決取消訴訟の判決の内容の分析結果を審査・審理に役立てるなどにより、適切な審査・審理に努めてまいります。	企業 1
45	「権利行使の際の技術的範囲」と「権利有効性判断の際の技術的範囲」の解釈について、権利無効を理由とした抗弁という観点から検討すべき。	「権利行使の際の技術的範囲」と「権利有効性判断の際の技術的範囲」の解釈が一致すべきか否かという観点も含め、これらの解釈の動向等を見極めつつ、今後、検討してまいります。	団体 1
46	侵害訴訟係属中の無効審判事件については、より迅速な審理を行い、高度で説得的な審決を期待する。	無効審判の更なる迅速化等の運用の改善を図り、また、説得的な審決を行うよう努めてまいります。	団体 1
47	裁判官は特許の有効性の判断を行うための職業訓練を受けていないにもかかわらずその判断を行っていることは、特許の有効性の判断の安定性が低下する可能性があり問題であることを踏まえ、制度の在り方を検討すべき。	裁判所の技術専門性に関しては、知財高裁の創設、第一審管轄の集中、専門委員や裁判所調査官などにより制度的に一定程度担保されているとの指摘を踏まえた上で、侵害訴訟ルートにおいて特許の有効性の判断を行うことを許容することとすべきと考えております。	個人 1
48	地方裁判所で特許の有効性の判断がされるということは、当事者にとって三審制の裁判を受ける権利を奪うことを意味することを踏まえ、制度の在り方を検討すべき。	地方裁判所で特許法104条の3に基づき特許の有効性に関する判断が行われることは、裁判所による裁判を受ける権利の制限にはあたらないと考えられます。	個人 1
49	特許法104条の3の導入の根拠がキルビー判決であるにもかかわらず同条項及びその運用がキルビー判決の判示とは異なっていることを踏まえ、制度の在り方を検討すべき。	特許法104条の3は、キルビー判決がその根拠とした衡平の理念及び紛争解決の実効性・訴訟経済等の趣旨に則してその判例法理を更に推し進め、無効理由の存在の明白性の要件に代えて、侵害訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、当該訴訟におけるその特許権の行使が許されない旨を明文の規定で定めたものです。このように特許法第104条の3がキルビー判決の判例法理を更に推し進めたものである点を踏まえた上で、紛争解決の実効性等の観点から現行どおり両ルートの利用を許容することとすべきと考えております。	個人 1

II - (2) 侵害訴訟の判決確定後の無効審判等による再審の取扱い			
1. 対応の方向			
(1) 再審を制限することの適切性について			
50	確定判決は重視すべきであり、また、紛争の蒸し返しを防止することが期待できるので、侵害訴訟判決確定後に無効審決が確定しても、再審としないことについて賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 4
51	侵害裁判所が特許の有効性そのものを判断する制度自体が、判断齟齬の問題を不可避免的に孕むものであり、まずは特許法 104 条の 3 の問題を解決することが先決である。この問題が解決しさえすれば、再審の制限などを設ける必要はない。	侵害訴訟ルート及び無効審判ルートの両ルートの利用を現行どおり許容することとすべきものと考えておりますので、再審制限の必要性は残るものと考えられます。	個人 1
52	無効な権利をもとに受領した損害金を返還しないことが、極めて素朴な国民の法感情として受け入れられるのか。本報告書案は一旦受領した賠償金の返還を認めることが妥当ではないとすることについてあたかもコンセンサスがあるかのようである。	特許権侵害訴訟において、当事者は、特許の有効性及びその範囲について攻撃防御を尽くす十分な機会と権能が与えられているにもかかわらず、後に特許が無効になったからといって、認容判決に基づき受領した損害賠償金を返還しなければならないことは、紛争の蒸し返しであり、特許権侵害訴訟の紛争解決機能、企業経営の安定性等の観点から問題であるとの意見が大勢であることを踏まえ、認容判決に基づき受領した賠償金は特許が無効となった後も返還を認めないことが妥当であると考えております。	団体 1
53	本報告書案では、紛争の蒸し返しという文言を用いており、無効審判を侵害訴訟の被告だけが何度も請求する場合しかない、という前提で再審制度の改正を提案しているようである。無効審判は何人も何時でも請求でき、今後実施を予定する第三者が、より明白な無効理由を発見して無効審判請求をする場合があること等を踏まえての検討が不十分ではないか。	後の無効審判を請求したのが、特許権侵害訴訟の被告であった者ではなく第三者であっても、これにより先に確定した判決が覆され得るという制度は、特許権侵害訴訟の紛争解決機能や企業経営の安定性等の観点から問題があると考えております。	個人 1
54	本報告書案では、特許権者が無効審決確定の遡及効によって不当に損害を被るよう分析されているが、再審を制限しなくとも、特許権者（特許権侵害訴訟の原告であった者）は、再審の場で、特許権侵害訴訟の被告であった者が、事実上特許権が存在していたことによって事実上利益を享受していた等を立証することにより、実施料相当額の利益については、返還を免れる等の議論があり得るのではないか。この点を踏まえ、一律、損害賠償金を返還しなくてよいとするのは、特許権者を保護し過ぎではないか。	特許権侵害訴訟において、当事者は、特許の有効性及びその範囲について攻撃防御を尽くす十分な機会と権能が与えられているにもかかわらず、後の無効審判や訂正審判の結果によって、確定した判決が覆り得る制度自体が、特許権侵害訴訟の紛争解決機能、企業経営の安定性等の観点から問題であるため、再審自体を制限することが適切と考えております。	個人 1

55	損害賠償請求がなれたが無効とすべき理由があるとして棄却された判決確定後、訂正認容審決が確定し、その訂正クレームの技術的範囲に被告製品が属する場合、訂正認容審決確定後の製造販売にかかる被告製品についての新訴による賠償請求は可能となるとすると、権利者に判決確定後訂正による新訴提起の可能性を与えることになりバランスを欠くのではない。	確定した判決が再審により覆されることが紛争の蒸し返しであると考えており、訂正認容審決確定後に、既に確定した判決の既判力が及ばない範囲（損害賠償請求の対象となる期間が異なる範囲）につき、新訴を提起することまで、制限する必要はないと考えられます。	団体 1
(2) 再審を制限する方法			
56	先に確定している特許権侵害訴訟判決との関係で、確定審決の遡及効又は遡及効に係る主張を制限する方法で制度的手当をするという改正の方向に賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 2
57	制限方法の本報告書案の結論として採用する「遡及的に変更された旨の主張を確定した特許権侵害訴訟との関係で制限する」との表現は射程が明らかでなく、再審を制限するという意味以上の内容を含む可能性がある。	御指摘頂いた点を念頭に置き、条文を作成する際には制限の範囲が明確になるよう、検討してまいります。	団体 1
(3) 再審を制限する範囲			
58	たまたま侵害訴訟の方が早期に確定したことを理由として、侵害訴訟の被告としての適正な防御の努力の一環として確定以前から請求されている特許無効審判の無効審決の確定による無効の遡及効を制限する理由はないと考える。	特許権侵害訴訟の判決が確定する前に特許無効審判を請求しさえすれば、再審により当該訴訟の確定判決が後に覆り得るのでは、特許権侵害訴訟の紛争解決機能、企業経営の安定性等の観点から問題であることから、本報告書案記載のとおり結論が妥当と考えております。	団体 1
2. 具体的な制度設計について			
59	具体的な制度設計に係る論点の分析及び制度設計に賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 2
60	差止めを命じる判決について、上告受理申立て等の制限について、延長登録無効審判との関係について、刑事訴訟法の再審事由との関係について、補償金請求訴訟との関係について及び仮処分、仮差押えとの関係についての論点については、いずれも賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1

61	支払い済みの場合には返還請求できないのに、支払いを遅らせた者が支払いを免れることができるという結果の不当性を理由として、未だ支払いがなされていない段階で無効審決が確定した場合も支払いをさせるべきとしている。しかし、特許権者は強制執行により支払いを強制することも可能なであり、そのような努力をせず権利の上に眠る特許権者を保護する必要はないのではないか。	損害賠償請求認容判決が出されても、任意の支払いを待つことが多く、強制執行をすることは少ない現状からすると、強制執行をしなかったことを理由に何らかの不利益な扱いをすることは妥当ではない等の意見を踏まえ、本報告書案記載のとおり結論が妥当と考えております。	団体 2
62	特許法第104条の3の抗弁に延長登録無効事由を入れる改正をするともに、延長登録無効審決の遡及効も制限することであるが、延長登録制度は、特許法67条2項が規定する許可処分等の法制度による実施不能期間に関する期間延長であるから、その延長登録の要件具備に関する保証が特許権者に求められることは当然であり、この点で、無効審決・訂正認容審決確定による遡及効制限の必要性と差があるのではないか。	再審を制限する必要性は、特許権侵害訴訟において攻撃防御を尽くす十分な機会と権能が与えられているにもかかわらず後の無効審判や訂正審判の結果によって、確定した判決が覆り紛争が蒸し返され得ることを防ぐことに求められるところ、特許権侵害訴訟において、延長登録の有効性についても攻撃防御を尽くす十分な機会と権能が与えられることを前提とすると、後に当該延長登録が無効になったことを理由とする再審を制限し紛争の蒸し返しを防止すべき必要性に差はないと考えられます。	団体 1
3. 実用新案法についての対応			
63	実用新案法についての対応については、いずれも賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1
II - (3) 無効審判ルートにおける訂正の在り方			
1. 対応の方向			
(1) 「審決予告」の導入と出訴後の訂正審判請求の禁止			
64	キャッチボール現象の解決のために、審決予告の制度の導入と出訴後の訂正審判請求の禁止に賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 5 個人 1
65	訂正請求は特許発明の保護という観点から重要な制度と考えられ、本来保護されるべき特許発明につき可能な限り無効とならないような制度設計とされるべき。	特許発明の保護という観点から、権利者に対して防御手段である訂正の機会が適切に与えられる制度設計を行ってまいります。	団体 1

66	審決予告の法的性格が不明確ではないか。	審決予告は、行政処分ではなく、無効審判手続中に権利者に審判合議体の判断を踏まえた訂正の機会を付与するための手続と整理しております。	団体 1
67	出訴後の訂正審判を禁止すると、審決予告に対する訂正に基づく審決を考慮して、特許権者が適切な訂正をする機会を奪うおそれがあるので、反対。審決予告を導入せずとも、現行制度において無効理由通知（現行法上、請求人が申し立てない理由を審理した場合に限られるが、新たな引用例を職権で追加すれば可能である。）を活用すれば、無効審判手続内における訂正の機会を確保することが可能ではないか。	出訴後の訂正審判が禁止されない場合、早期に訂正を行う動機が失われてキャッチボール現象の減少にはつながらないおそれがあります。今般はキャッチボール現象を発生させないために、出訴後の訂正審判を禁止すべきと整理しております。その場合、この訂正審判の利点を確保するためには、審決と同内容の心証開示がなされる必要があり、現行の職権無効理由通知では不十分であるため、審決予告を創設すべきと整理しております。	団体 1 個人 1
68	審決予告制度の導入による審理期間の短縮が100日程度であるならば、書類の送達その他の手続の改善によって、別途、審理期間の短縮が図れると考えられるため、審決予告制度の導入は必要ではない。	キャッチボール現象の問題点は審理期間のみならず、手続自体の非効率性や、当事者へ無駄な負担を強いていること等であることから、これらの問題点をも解消するため、キャッチボール現象が発生する制度自体を変える必要があると考えられます。	団体 1
69	審決予告には「現行制度の審決と同内容」を記載する、ということであるが、審決予告をするまでには充実した審理が行われ、審決予告には明瞭な心証開示がされる、という運用が行われるべき。	審決予告は、当事者の主張立証が尽くされ「審決をするのに熟したとき」になされます。また、審決予告には審決と同等の判断内容が記載されるものと思いますが、その着実な運用に努めてまいります。	団体 2
70	審決までの訂正の機会が2回に制限されることは、訂正審判請求という有利な制度の活用に制約を加えることになり、現行制度と比較して不利になるのではないか。	訂正の機会は、①審判請求に対する最初の答弁時の訂正機会、②審決予告に対する訂正機会の2回があるほか、審決予告後の審理においては、現行の審理手続と同様の訂正機会（職権無効理由通知に対する訂正機会、審判請求理由の要旨変更が認められた場合の答弁時の訂正機会）や、再度の審決予告に対する訂正機会が、審理において適切である場合に与えられます。訂正機会の付与に当たっては、現行制度と比較して権利者が不利にならない運用に努めてまいります。	団体 1
71	審決予告に対して訂正ができる期間はどの程度か。現行制度で出訴後に訂正審判を請求する際に与えられる期間等と比較して、現行の利点が確保されるようにすべき。	無効審判の審理手続中の訂正の機会ですので、現行の答弁時の訂正機会や、職権無効理由通知に対する訂正機会における指定期間を参考にして検討してまいります。	団体 2

72	審決予告に対して訂正があった後、再度の審決予告がなされるのかどうか不明であるが、再度の審決予告がなされないとする、その後の訂正の機会がないから、過度に萎縮した訂正を行わざるをえなくなるのではないか。	審決予告においては、現行の審決と同等の内容で審判合議体の判断が示されるため、どの程度の訂正をすればよいのかが権利者には判断できるものと考えられます。	団体 1
73	審決予告に対して不服申立ができないならば、その内容を争いたい場合（訂正の必要はなく、現行クレームで争いたいと思う場合）でも、訂正審判が禁止されることから、安全をみて、不必要と思われる減縮訂正を強いられることになるのではないか。この場合、審決予告を争いながら、予備的に減縮訂正をする制度は考えられないか。	審決予告は行政処分ではないため、それ自体を争うことはできませんが、審決予告に対して訂正をしなければ、審決予告と同内容の審決がなされ、審決取消訴訟において実質的に審決予告の内容を争うことができます。したがって、現行制度と同様、訂正の機会が付与されたときに、安全をみて訂正を行うか、現行クレームで審決の内容を争うかを、権利者の意思によって選択できるものと考えられます。	団体 2
74	審決予告後の審理手続について、本報告書案 37～38 頁に記載されているように、現行同様に審理手続を進め、適切な場合には再度の審決予告が行われることとする法改正や、運用がなされるようにすべき。	御指摘を踏まえ、審理手続に係る法的な手当や具体的な運用については、今後、検討してまいります。	団体 1
(2) 審決が特許法第 181 条第 1 項により取り消された後の特許庁での審理			
75	審決が特許法第 181 条第 1 項により取り消された後の特許庁での審理において、審決取消訴訟提起後の訂正審判請求が禁止されているならば、無効審決をするのに先立ち審決予告は原則としてすべきではないか。	審決が特許法第 181 条第 1 項により取り消された後の特許庁での審理において審決予告をするか否かについて、御指摘を踏まえて報告書案を修正いたしました。	団体 1
2. 実用新案法についての対応			
76	実用新案法においては訂正審判の制度がなく、特許法第 181 条第 2 項に対応する規定がないため、実用新案法についての対応が不要であるということに、賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1 個人 1

3. その他			
77	真に価値のある発明の権利化を妨げないように、拒絶査定不服審判においても補正や分割の機会を確保できるよう審決予告制度を設けるべき。	審決予告は無効審判において、出訴後の訂正審判を禁止する代替として設けるものですが、拒絶査定不服審判においては出訴後に訂正審判を請求できませんので、審決予告は導入する必要はないと考えられます。	個人 1
II - (4) 無効審判の確定審決の第三者効の在り方			
78	特許法第167条において規定される無効審判の確定審決の効力のうち、第三者効を廃止することに、賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 3 個人 1
II - (5) 同一人による複数の無効審判請求の禁止			
79	同一人による複数の無効審判請求については、現行制度維持という方向性に賛成。無効審判制度の基本的な趣旨・目的等も含めた在り方については、引き続き慎重に検討すべき。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 3 個人 1
II - (6) 審決・訂正の部分確定／訂正の許否判断の在り方			
1. 対応の方向			
(1) 請求項ごとの取扱い			
80	訂正の許否判断及び審決の確定を請求項ごとに扱うことを原則として制度改革を行うことに賛成。ただし、特許請求の範囲及び明細書の一覧性を確保するための対策は十分に採られるべき。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。明細書等の一覧性の確保についても、本報告書案で記載された方向で検討してまいります。	団体 4 個人 1

(2) 明細書等の一覧性の確保			
81	明細書等の一覧性に配慮した具体的な公示方法については、再度意見を求めるべき。	法改正に伴う具体的な公示方法については、ユーザーの利便性を考慮しつつ検討してまいります。	団体 1
82	訂正が確定するごとに、特許掲載公報を発行すべき。	部分的に確定した訂正についても、公報などを通じた速やかな公示を行う方向で検討してまいります。	個人 1
83	請求項の項番号をずらす訂正を認めないことには賛成であるが、それにより、従来認められていた訂正請求や訂正審判が、訂正の自由度において制限を受けることがないようにすべき。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。請求項の項番号をずらす訂正を認めないことに伴う訂正の自由度の制限以外の制限については、設けない方向で検討してまいります。	団体 1
84	判断主体（審判官合議体）の心証の開示ないし攻撃防御の進行がある程度進まない、従属項を他の請求項を引用しない記載に書き換える「訂正」又は「訂正明細書等の補正」の判断が難しい場合が想定されることから、審理のなかで発せられる「訂正拒絶理由通知」を効果的に活用すべき。また、訂正拒絶理由通知に関して、運用に見直しや変更等があるのか、あるとすればどのような形になるのかを説明すべき。	審判合議体の心証については、現行制度における「訂正拒絶理由通知」に加え、攻撃防御が尽くされた段階でなされる「審決予告」を通じても開示されることになり、特許権者による「訂正」又は「訂正明細書等の補正」の判断がしやすくなると考えられます。「訂正拒絶理由通知」及び「審決予告」の運用については、今後検討してまいります。	個人 1
85	「訂正拒絶理由通知」に対する補正（特許法17条の4）として、訂正明細書等における従属項を他の請求項を引用しない記載に書き換えることが許容されるのかを示すべき。	従属項を他の請求項を引用しない記載に書き換えることを目的とする訂正明細書等の補正が可能となるように、運用等の整備をすることを検討してまいります。	個人 1
2. 具体的な制度設計に係る論点			
(1) 訂正に際しての対応関係の説明			
86	訂正後の請求項と明細書の各訂正事項との対応関係について、審判請求書に記載することを要件化する等して特許権者に説明を求めるとすることに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 3 個人 1

87	訂正後の請求項と明細書の各訂正事項との対応関係について、審判請求書に記載することを要件化する等して特許権者に説明を求めることに賛成であるが、特許権者にとって過度な負担とならないようにすべき。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 審判請求書の記載要件の運用については、特許権者の負担についても配慮して検討してまいります。	団体 1
88	訂正後の請求項と明細書の各訂正事項との対応関係を特許権者が記載することを要件化された書面（例：訂正請求書、訂正審判の審判請求書）について、公示する内容に加える等、閲覧が容易にできるように配慮すべき。	訂正請求書や訂正審判の審判請求書といった特許に関する書類については、引き続き、閲覧等の対象としてまいります。	団体 1
89	公示方法については、第三者にとって、アクセスがしやすいようにすべき。具体的には、特許公報や近年の審査経過書類は、特許電子図書館（IPDL）で、今後も継続的に閲覧可能とし、訂正に際しての対応関係の説明を訂正請求書や訂正審判請求書の記載要件として求める場合には、これらの書類情報もIPDLで閲覧できるようにすべき。	公示方法については、アクセスの利便性等のユーザーニーズを踏まえて検討してまいります。	団体 1
（２）無効審判請求がされていない請求項に対する訂正が不認容になった場合の不服申立			
90	無効審判請求がされていない請求項に対する訂正が認められなかった場合の不服申立ての機会を与えることは必ずしも求められてないと整理することに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 2
91	無効審判請求がされていない請求項に対する訂正が認められなかった場合の不服申立ての機会を与えることは必ずしも求められてないと整理することに反対。 この場合に、審決取消訴訟による独立した不服申立ての機会を与える方が良いのではないかと。	無効審判請求がされていない請求項に対する訂正請求は、争いの対象外の付随的手続であることや、当該請求項に対する訂正が不認容となったことについて争う機会、訂正審判により担保されていることを踏まえれば、不服申立ての機会を与えることは必ずしも求められていないと考えております。	団体 1 個人 1
3. 実用新案法についての対応			
92	実用新案法においても、審決の確定を請求項ごとに行うことを前提とする制度整備を行うことに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 2 個人 1

＜Ⅲ．権利者の適切な保護＞			
Ⅲ－（１） 差止請求権の在り方			
93	引き続き、我が国にとってどのような差止請求権の在り方が望ましいか検討することに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 2 個人 1
94	いわゆるパテントトロールによる国内外の被害実態を踏まえ、総合的な検討を行うべき。	いわゆるパテントトロールによる権利行使の実態を踏まえ、多面的な検討を行ってまいります。	団体 1
95	技術標準におけるホールドアップの問題等、国際的な対応が必要となるケースについては、我が国で世界の規範となる制度を整備し、諸外国に対して働きかけを行うべき。	国内外の技術標準をめぐる権利行使の実態に留意しつつ、多面的な検討を行ってまいります。	団体 1
Ⅲ－（２） 冒認出願に関する救済措置の整備			
1. 対応の方向			
96	冒認・共同出願違反について、真の権利者が出願したか否かにかかわらず、特許権設定登録後に、特許権の移転請求を認める制度を導入することに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 5 個人 1
97	特許権設定登録前については、現在の実務では、実質上の移転請求が可能ではあるが、明確な法的根拠はない。特許権設定登録前の特許を受ける権利の段階でも、移転請求を認める方がよいのではないか。	現行法の下でも、真の権利者は、特許を受ける権利の存在を確認する判決をもって単独で出願人名義変更手続を行うことが可能であることから、特許法に明文で移転請求を認める必要性は高くないと考えられます。	団体 1

2. 具体的な制度設計に係る論点			
98	移転請求権行使の効果を特許権の成立時点にまで遡及させるものとする、これを「移転請求権」と呼ぶのは実態を反映しておらず、将来効しかないとの誤解を生じさせる懸念がある。	移転請求権の性質について、誤解を生じさせないように今後周知してまいります。	団体 1
99	設定登録前における第三者（譲受人、仮実施権者）についても、設定登録後と同様に法定実施権を認める等、何らかの保護を検討する必要があるのではないか。	特許権設定登録前は特許権の成立について未確定な状況である以上、第三者にとって、自らが発明を独占できないことや、先願の他者によって同一の発明を独占される可能性があることは、想定できる範囲のものであると考えられます。このことを踏まえれば、設定登録前については、第三者に保護を認める必要性は必ずしも高くはないと考えられます。	団体 2
100	譲受人又は冒認者等が悪意になった時点以降の実施に対しては、一定の額の対価請求を認める等の制度を採用することにより、真の権利者と譲受人等の利益の調整を図るべき。	真の権利者と譲受人等の利益の調整が適切に図られるよう、真の権利者による対価請求を認める方向で検討してまいります。	団体 1
3. その他			
101	複数の請求項のうち、一部の請求項のみが冒認されたものである場合の移転請求の結果が明らかでないから、この場合の取扱いを明確にすべき。	二以上の請求項に記載された発明について特許された場合でも発生する特許権は一つであるという現行特許法の基本的な考え方に従い、複数の請求項のうち一部の請求項に係る発明のみが冒認されたものである場合には、真の権利者は、その特許権全体について持分の移転が認められ、当該特許権を共有することになると考えられます。	団体 3
102	権利放棄又は特許料の未納などにより消滅した特許権についても、過去に有効に存続していた部分に対して請求権が適用されるべき。	特許権消滅後において、過去に有効に存続していた特許権に対して真の権利者による移転請求を認めることについて、検討してまいります。	団体 1

103	真の権利者による出願をどのように取り扱うかという観点や、冒認者により遂行された出願過程及びその結果として得られた権利が、真の権利者の保護に足りるかという観点からも検討すべき。	冒認出願が拒絶されること等により、真の権利者は自らの出願により特許権を取得することが可能ですので、真の権利者の保護に欠けるということはないと考えられます。	団体 1
104	出願人又は権利者以外の者が、共同でなされた発明であることを主張し、持分の一部移転を求める訴訟が頻発するような事態は望ましくなく、発明者とはどのような者か、ということについて、周知されるべき。	発明者とはどのような者かについては、解釈に委ねられる問題ではありますが、真の権利者による適切な権利行使がなされるよう、今後必要な周知をしてまいります。	団体 1
105	冒認を理由とする特許権移転に伴う発明者名の訂正手段も設けるべき。	今般の改正では、冒認を理由として特許権が移転されたときに特許証を交付することを検討しており、当該特許証には、発明者の氏名が適切に記載される方向で検討してまいります。	団体 1
Ⅲ－（３） 職務発明訴訟における証拠収集・秘密保護手続の整備			
１．対応の方向			
106	職務発明訴訟の在り方については、営業秘密の保護等の観点から十分な時間をかけて審議すべき等の理由により、検討を継続することに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 4 個人 1
107	必要な書類は民事訴訟法の文書提出命令制度の下でも提出されていることなどから、書類提出命令の導入は不要。	書類提出命令については、必要性の有無について意見が分かれており、今後検討を継続してまいります。	団体 2

108	営業秘密が漏洩するリスクが増すことから、当事者等への開示を認めるインカメラ審理手続きの導入に反対。	当事者等への開示を認めるインカメラ審理手続きについては、営業秘密漏えいのおそれがあるとする意見がある一方で、導入すべきとする意見もありますので、今後検討を継続してまいります。	団体 2
109	職務発明訴訟への秘密保持命令や当事者尋問等の公開停止の導入に賛成。	秘密保持命令や当事者尋問等の公開停止については、必要性があるとする意見がある一方で、留意すべき点もありますので、今後検討を継続してまいります。	団体 1
110	秘密保持命令の制度では、実質的に制裁の機能を果たさず、原告からの営業秘密漏えいは防げないため、原告に対する開示を必要最小限とする制度設計をすべき。	秘密保持命令にかかる刑事罰については、制裁としての実効性を疑問視する意見がある一方で、導入の必要性が高いとする意見もありますので、この点を含め、職務発明訴訟の適切な制度設計について今後検討を継続してまいります。	団体 1
2. その他			
111	営業秘密漏えい防止の観点から、法廷は原則非公開とすべき。また、判決文の公開については、より制限すべき。	裁判の公開は憲法上の要請であるため、原則非公開化は認められ難いと考えられます。また、判決文の公開の制限については、現在でも、閲覧制限の申立（民事訴訟法第92条）によって、一定程度対処することが可能となっております。	団体 1
112	職務発明訴訟における証拠収集・秘密保護手続きの在り方を検討するのに先立ち、イノベーションの促進に向け、職務発明制度の見直しを検討すべき。	職務発明制度の見直しについては、その必要性について意見が分かれており、慎重に検討すべき問題であると考えられます。現時点では、平成16年の制度改正後の職務発明制度の運用状況について、継続的に情報収集及び評価を行っており、今後も継続してまいります。	団体 4

IV. ユーザーの利便性向上			
IV- (1) 特許法条約 (PLT) との整合に向けた救済手続の導入			
113	「権利の回復」に関して他国と比べて厳格な要件 (翻訳文の提出及び特許料等の追納による権利回復) についてはPLTIに準拠した救済手続を導入することに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 2 個人 1
114	「PLTへの加盟を含めた他の手続の導入については、新システムが安定的に稼働した後に、改めて検討を行うべきである」との方向性に賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 2
115	「unintentional (故意ではない)」を選択した場合は、救済の幅が広がり過ぎて、制度の濫用を招くおそれが否めない。」とあるが、同意し難い。「unintentional (故意ではない)」を選択している米国において、そのような事実は指摘されていない。	米国では「unintentional」と高額な手数料を組み合わせることで濫用を防いでいると考えられます。一方、我が国では、権利回復の申請に係る手数料を定めることはしていないため、救済制度の濫用のおそれは否定できないと考えられます。そのため、権利の回復規定を導入するに当たっては、特許権等の権利得喪に係る法的安定性や第三者の監視負担の観点にも配慮する必要があると考え、「due care」を採用することといたしました。	団体 1
116	「Due care (相当な注意)」の要件に関するガイドラインの策定に当たっては、海外における標準的な取扱いとの乖離が生じないよう、特に海外のユーザーの意見を幅広く斟酌することをお願いしたい。	今後、救済要件に関する具体的な基準を策定するに当たっては、「due care」を採用している欧州等の諸外国における事例を参考に、ユーザーの意見も聞きつつ検討を進めてまいります。	団体 1
IV- (2) 大学・研究者等にも容易な出願手続の在り方			
117	最低限の様式を整えて出願日を確保した場合に新規事項の追加の禁止を回避して追加できる範囲が不明。	論文をベースに最低限の様式を整えて出願をすることは可能ですが、補正の際に新規事項の追加は禁止されております。	団体 1 個人 1
118	仮出願制度は必要でないが、報告書案に示されているような大学等の出願人に対する啓蒙、教育などは必要。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。御指摘のとおり、今後も大学等に対し、必要な普及啓発活動を実施してまいります。	団体 1

119	特許請求の範囲の提出を不要とすることについて、緊急の必要性は認められない点に賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1
120	論文の記載をベースに出願する手法について大学・研究者等に周知するとともに、この出願手法により、権利範囲が狭すぎる特許権となってしまう等のリスクについて十分な注意喚起も同時に行うことに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。御指摘のとおり、今後もこの手法の周知の際には、これに伴うリスクについても併せて注意喚起してまいります。	団体 1 個人 1
IV- (3) グレースピリオドの在り方			
1. 対応の方向			
(1) 適用対象			
121	新規性喪失の例外規定の適用対象を拡大することに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 4 個人 2
122	新規性喪失の例外規定の適用対象を不明確に広く認めると、法的安定性を欠くため慎重な検討が必要ではないか。また、立証上の観点からも検討が必要ではないか。	本報告書案では、特許を受ける権利を有する者により公知とされた発明については、その公表態様を問わずに新規性喪失の例外規定の適用対象となるようにすべきとしており、適用対象の範囲そのものは明確なものであると考えられます。また、新規性喪失の例外規定の適用を受けるために必要な手続的要件は維持されるため、立証できないものについては新規性喪失の例外規定の適用を受けることはできません。これらのことから、法的安定性は担保されることが考えられます。	団体 1
123	諸外国は、新規性喪失の例外規定の適用対象が異なるため、制度の違いに留意すべき。	新規性喪失の例外規定の適用対象は各国で異なっているため、現行制度の下でも、各国の国内法令によっては、自らの公開により、その国において特許を受けることができなくなる可能性があります。そのため、海外への出願を予定している場合には、各国の新規性喪失の例外規定にも留意する必要がある旨、特許庁ホームページなどを通じて周知しております。今後も、海外への出願を考えている場合には、各国における新規性喪失の例外規定の違いに留意が必要である点について、周知に努めてまいります。	団体 2
124	米国との調和以外にも、中国・欧州との調和についても慎重な検討が必要ではないか。		

125	医薬品は臨床試験計画（プロトコール）を開示しなければならない特殊事情が存在するため、新規性喪失の例外規定の適用対象に関する検討が必要ではないか。	本報告書案に記載されている方向で新規性喪失の例外規定の適用対象が拡大され、特許を受ける権利を有する者により公知とされた発明が、同規定の適用対象とされることとなった場合、プロトコールの開示についても適用対象となり得ると考えられます。	団体 1
(2) 猶予期間			
126	新規性喪失の例外規定の適用を受けるための猶予期間を維持することに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 1
127	猶予期間を統一する方向には賛成。	新規性喪失の例外規定は、現在継続中の先進国間での特許制度調和の議論において主要項目の一つとなっております。救済の対象となる公表態様については、相対的に各国の対立があまり見られない一方で、猶予期間については、議論はまだ収斂しておりません。したがって、猶予期間の在り方については、現時点で現行制度を変更することは時期尚早であり、特許制度調和に関する国際的議論のすう勢を見極めつつ検討していくべきと考えられます。	団体 1
128	現在 6 月となっている猶予期間も、米国や韓国の動向を踏まえながら 12 月とすることも検討すべき。		個人 1
129	臨床治験の特殊性を踏まえると、現行の猶予期間は短いため、猶予期間の拡大を検討すべき。		団体 1
(3) 適用を受けるために必要な手続			
130	新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続を維持することに賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	団体 2
131	将来的には、証明書面の廃止など、出願人の手続を簡素化すべき。	新規性喪失の例外規定は、現在継続中の先進国間での特許制度調和の議論において主要項目の一つとなっております。救済の対象となる公表態様については、相対的に各国の対立があまり見られない一方で、制度の適用を受けるために必要な手続については、議論はまだ収斂しておりません。したがって、制度の適用を受けるために必要な手続の在り方については、現時点で現行制度を変更することは時期尚早であり、特許制度調和に関する国際的議論のすう勢を見極めつつ検討していくべきものと考えられます。	団体 1 個人 1
132	証明書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出することになっているが、この「出願と同時」という時期的要件を緩和すべき。		団体 1
133	複数回の公表行為すべてに対して、手続要件が課されることのないよう、配慮すべき。また、手続負担が膨大にならないよう、公表行為の特定についての実務的な指針を策定すべき。	制度変更後の実務上の運用に関しましては、今後、検討してまいります。	団体 1

2. その他			
134	新規性喪失の例外規定における学術団体等の指定制度について、指定制度自体が問題なのか、指定にあたって主催者等から申請することが問題なのか検討を要する。	特許制度小委員会において、指定制度以外にも、現行制度の様々な問題を踏まえて検討がなされ、特許を受ける権利を有する者により公知とされた発明については、その公表態様を問わずに新規性喪失の例外規定の適用対象となるようにすべきとの結論に至りました。したがって、指定の有無にかかわらず、権利者本人により発明が公知とされたか否かという点だけが問題とされることとなるため、指定制度の在り方に関しては論ずる必要はなくなると考えられます。	団体 1
135	インターネット・アーカイブによって二次的に公開された発明についても検討が必要ではないか。	現行制度の下でも、二次的な公開については新規性喪失の例外規定の適用対象となり得ます。制度変更後においても、この考え方を変更する予定はありません。なお、具体的運用につきましては、今後、検討してまいります。	団体 1
136	新規性喪失の例外規定の適用を受ける出願については、出願公開を出願後速やかに行うべきではないか。	特許法第30条の適用を受けようとする特許出願であっても、当該出願に係る発明と出願前に公開した発明とが必ずしも同一であるとは限らず、当該出願には、出願前に公開した発明に改良を加えた発明が含まれている場合も多々あります。出願人は、他に先んじて出願発明の周辺技術、改良技術の開発等に力を注ぐことができるように自身の出願ができる限り秘密に保たれることを希望するのが通常であるため、第30条の適用を受けようとする出願であっても、未公開の改良発明を含む可能性を有するものである以上、これを早期に公開することとしてみると、他の出願の出願人と比べて第30条を利用しようとする出願人に不公平な結果を来すこととなり妥当性を欠くこととなると考えられます。	個人 1
IV－（4） 特許料金の見直し			
137	料金見直し、中小企業等減免制度の拡充に賛成。早急の実施を希望。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。料金見直し、中小企業等減免制度の拡充ともに速やかに実現できるよう検討してまいります。	団体 2 個人 1

138	諸外国と比較して日本は特許審査に要する費用が高額であり、特に国立大学等は法人化前は無料であったため負担感が増えていることなどから、審査請求料は現状の半額程度に引き下げるべき。	特許特別会計における受益者負担及び収支相償の原則の下、特許料金は中長期的に行政経費を支弁する水準に設定されるところ、特許庁は様々な審査処理促進策や効率化を進めております。その状況等を踏まえながら、イノベーションの促進に資する料金の引下げ幅及び減免制度の拡充を検討してまいります。	団体 1 個人 1
139	中堅企業は減免対象とならないが、これらの中には知財担当者や知財予算が少なく、グローバルな活動が難しい企業が存在するので、一定条件の下、減免対象とすべき。		団体 1
140	2～3年でライセンサーが見つからないような、大学における基本発明に類する特許に関する社会での実用化の可能性を探りやすくなるように、特許料の減免期間は10年以上に延長すべき。		個人 1
141	企業にとって大学など研究機関と共同研究をするインセンティブとなり得るほか、大学単独での出願の場合でも資金不足により諦めることなく審査請求できることから、大学の出願は審査請求料を免除すべき。		個人 1
142	大学は法人化後、外国出願に関する費用の比重が増大しており、国内出願の費用引下げのみでは効果は限定的である。		今回の料金引下げでは、国際出願の重要性に鑑み、国際出願の調査手数料等も併せて引下げの検討を行ってまいります。
143	中小企業等減免制度について周知を図るべき。	制度の利用の更なる促進を図るべく、中小企業などに対しパンフレットを配布する等周知活動の更なる充実を図ってまいります。	団体 1
<b>&lt;その他&gt;</b>			
144	無効な特許を減らし、特許権の安定性、信頼性を高めるという観点から、特許付与前の公衆審査制度を積極的に検討すべき。	公衆審査制度の導入については、平成21年の特許制度研究会において検討がなされ、その導入に関して賛否両論があったことから、「出願公開前に特許査定される案件の件数の増加状況を見極めつつ、過去の改正経緯も踏まえ、引き続き検討を行うべき」とされました。今後も状況を注視してまいります。	団体 1